

## 再入学規則

(目的)

第1条 この規則は、神戸総合医療専門学校（以下「本校」という。）学則第17条及び第18条の規定に基づき、再入学に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(再入学の時期)

第2条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(再入学資格)

第3条 本校に再入学することができる者は、学則第22条の規定により退学した者で、再び同一学科に入学を志望する者とする。

(再入学の出願手続き)

第4条 再入学を志願する者は、入学願書、その他本校が指定する書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(再入学者の選考)

第5条 前条の手続きを終えた者に対しては、再入学試験を行い、再入学者を決定する。

2 再入学試験は、書類審査及び必要に応じて課す筆記試験、面接等により行う。

(再入学の手続き及び許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、授業料及びその他の必要経費を納入し、所定の書類を提出しなければならない。

2 学校長は前項の手続きを完了した者に対し再入学を許可する。

(入学年次)

第7条 再入学者の入学年次は退学時の単位修得状況等を考慮して定めるものとする。

(在学年限)

第8条 再入学者の在学年限は、退学前の在学期間を通算するものとする。

(教育課程)

第9条 再入学者の教育課程は、退学時の単位修得状況等を考慮して定めるものとする。

(既修得単位の認定)

第10条 再入学者の退学前に本校で修得した授業科目の単位は、卒業の要件となる授業科目及び単位として認定できるものとする。

(履修方法)

第11条 再入学者の履修方法等については、再入学した年度の履修規則を適用する。

附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規則は令和2年4月1日より施行する。